

県立学校iPad修繕業務単価契約書（案）

- 1 業務の名称 県立学校 i P a d 修繕業務
- 2 契約期間 自 令和8年 月 日
至 令和9年3月31日
- 3 契約保証金

上記業務の依頼について、発注者 大分県知事 佐藤樹一郎を甲とし、受注者 ○○を乙として、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別添の県立学校iPad修繕業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、当初の業務（以下「業務」という。）を信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（修繕単価）

第2条 本契約の修繕単価は、別添の修繕単価表のとおりとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、本契約により生じる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

（損害の負担）

第4条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担によるものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においてはこの限りではない。

（履行遅滞の場合における賠償金）

第5条 甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第12条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

（機密の保持）

第6条 乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の内容を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、委託業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

（納品及び検査）

第8条 乙は、甲が修繕依頼を行った機器の修繕が完了した場合は、その修繕後の機器を、甲が指定した場所に納品するとともに、乙の定める書式（納品書等）により、修繕内容を甲に報告を行うものとする。

2 甲は、前項に基づき乙から修繕が完了した機器の納品を受けた場合は、その納品を受けた日から起算して15日以内に、当該修繕機器の検査を実施することとする。

3 甲は、前項の検査の結果、修繕機器の修繕が完了していると判断した場合は、その旨を乙に通知することとする。

4 第2項に規定する検査に合格しないときは、甲はその旨及びその理由を乙に通知し、乙は甲の指定した期間内に再度修繕のうえ納品し、甲の再検査を受けなければならない。

(修繕費用の支払)

第9条 乙は、前条の規定による検査又は再検査に合格したものについて、月毎に修繕代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に修繕代金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、乙から納品された修繕機器が品質に関して契約の内容に適合していない場合は、当該修繕機器の再度の修繕による履行の追完を乙に請求することができる。

2 甲が契約不適合を知ったときから90日以内にその旨を乙に通知しないとき又は契約不適合が甲の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求をすることができない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 乙に誠意がなく、委託業務に支障を来していると認められたとき。

(3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

(4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められたとき。

(5) 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責めに帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(違約金)

第12条 前条の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は修繕金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、第1号において契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により契約を解除した場合は、この限りではない。

(契約外の事項)

第13条 Apple修理サービス等の単価改定が行われた場合のほか、この契約に定めない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

本契約書の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 発注者

住 所 大分市大手町3丁目1番1号
氏 名 大分県知事 佐藤 樹一郎

乙 受注者

住 所
商号又は名称